

## 告 示

### 埼玉県告示第千二十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇二一―一―〇号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市下大増新田字東耕地百八十八番一外十二筆、水路の一部

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千三百二十四・九七立方メートル